

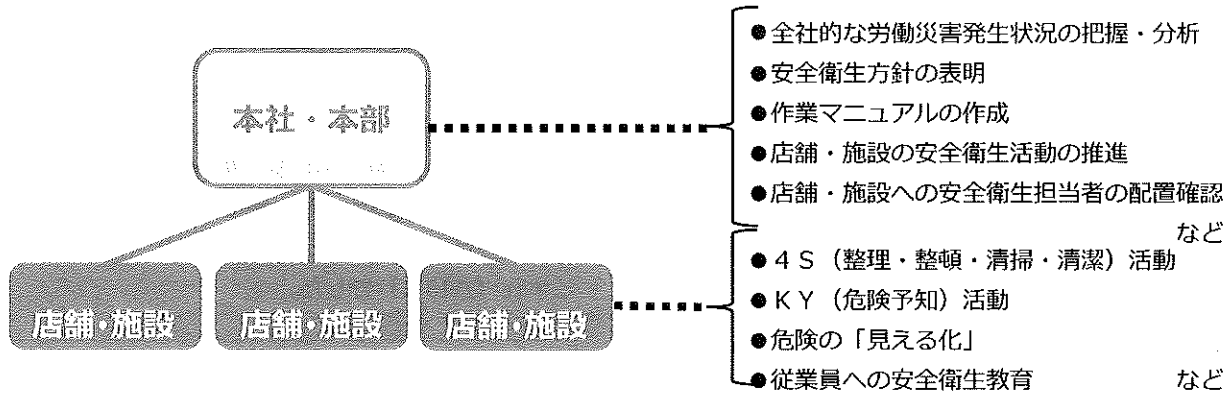


一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ  
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>  
 鳥取労働局ホームページ  
<http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>  
 発行所 一般社団法人 鳥取県労働基準協会  
 鳥取市若葉台南1-17  
 TEL(0857) 52-7300 FAX 52-7311  
 編集責任者 村澤幸二

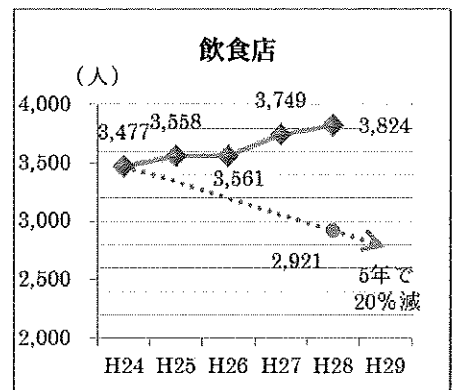
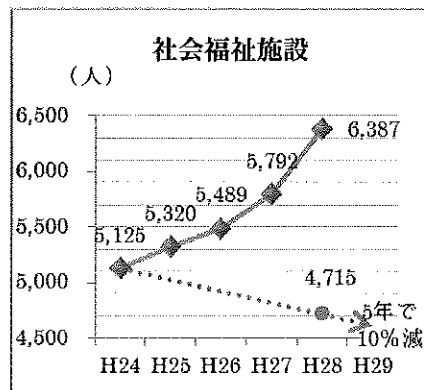
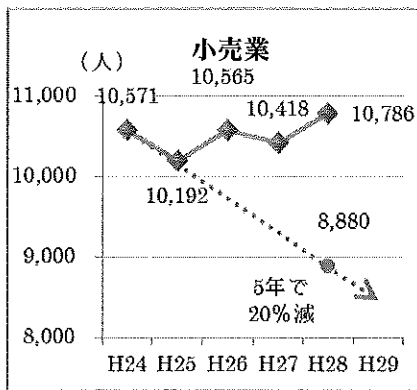
## 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、多くの店舗を展開する企業体、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。



### 増加する小売業、社会福祉施設、飲食店の労働災害（全国休業4日以上死傷者数）



### 主な取組事項の概要

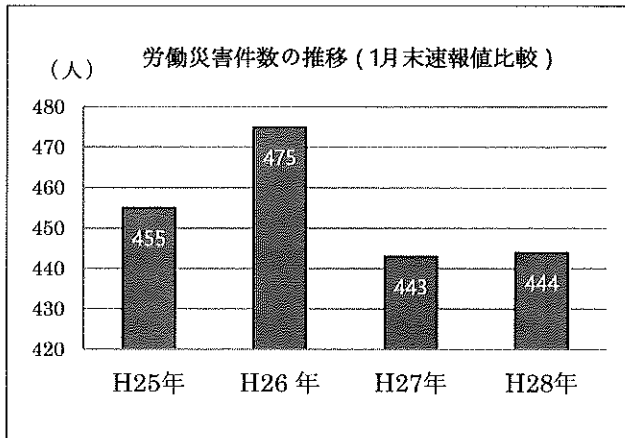
- ① 経営トップによる安全衛生方針の表明  
経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示などにより周知します。
- ② 4S活動＝災害の原因を取り除く  
4S活動は労働災害の原因だけでなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ③ KY活動＝潜んでいる危険を見つける  
作業開始前に、「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業の時は、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ④ 危険の「見える化」＝危険を周知する  
「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）するためにステッカーなどを貼り付けて注意を喚起します。

- ⑤ 安全教育・研修＝正しい作業方法を学ぶ  
「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ⑥ 安全意識の啓発＝全員参加により安全意識を高める  
安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、雇用形態にかかわらず、全員参加することが重要です。
- ⑦ 安全推進者の配置  
店舗・施設ごとに安全の担当者である安全衛生推進者を配置し、安全衛生活動・安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

# 労働災害発生状況（1月末速報値）

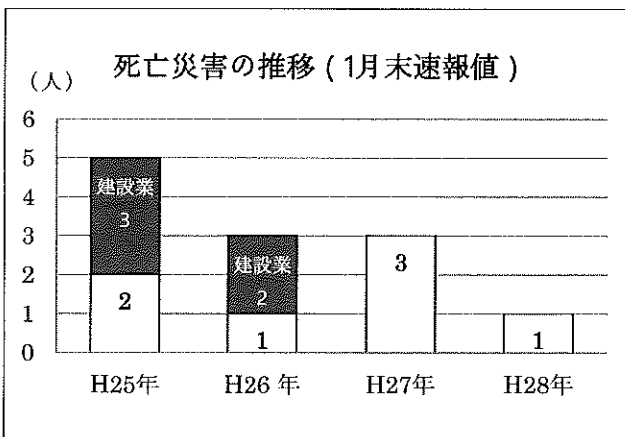
平成28年の労働災害（平成29年1月末速報値）は、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害は444人、死亡災害は1人でした。昨年同月と比較すると、死傷災害が1人（0.2%）増加、死亡災害は2人減少<sup>2</sup>でした。

死傷災害については、第12次労働災害防止推進計画における平成28年の単年目標は410人<sup>3</sup>でしたので、災害件数の確定を待たず目標を達成することができません<sup>4</sup>でした。

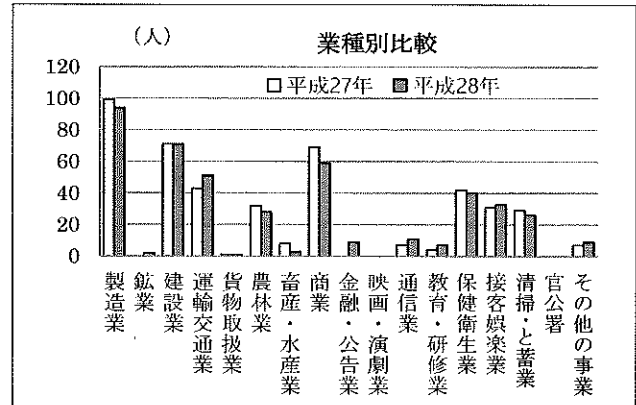


また、死亡災害は1人で、過去最少となりました。平成18年には15人の死亡災害が発生した<sup>5</sup>ことと比較すると著しく減少したといえますが、尊い命が失われたことは残念なことです。第12次労働災害防止推進計画における死亡災害の目標は、「期間中の死亡者数を28人以下」とすることです。

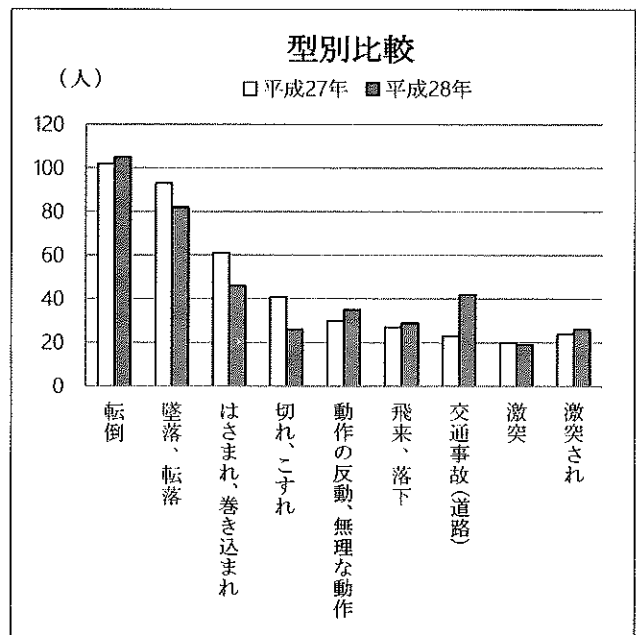
また、建設業の目標は、「期間中の死亡者数を7人以下」のところ、1月と2月に記録的な大雪に見舞われ、1月には除雪作業中の建設作業者の死亡災害が発生しています。



死傷災害を、業種別で昨年と比較すると、減少した主な業種は製造業（△5人）、農林業（△4人）、商業（△10人）、保健衛生業（△2人）でした。増加した主な業種は、運輸交通業（+8人）、金融・広告業（+9人）、通信業（+4人）でした。建設業では±0でした。



死傷災害を型別に比較すると、最も多く発生する災害は「転倒災害」で、続いて「墜落・転落災害」の傾向は変化がありません。昨年と比較して増加した主な災害は、転倒（+3人）、動作の反動・無理な動作（+5人）、交通事故（+19人）でした。減少した主な災害は、墜落・転落（△11人）、はさまれ・巻き込まれ（△15人）、切れ・こすれ（△15人）でした。



墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の災害の減少原因は、『安全「見える化」とっとり運動』による成果であると評価できるところですが、転倒災害の減少がみられないほか、交通事故が著しく増加しました。会員の皆様には、「見える化」の取り組みの強化と、交通事故を防止するため、①無理のない、余裕をもった運行の指示、②交通事故安全マップによる注意喚起、③ドライブレコーダーを活用したKY活動などの取り組みをお願いします。

平成29年は、第12次労働災害防止推進計画の最終年です。目標達成に向け、会員の皆様方のご協力をお願いします。

# 平成29年度各種技能講習等実施計画

技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	玉 掛 け (1t以上のクレーン等の玉掛け) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料23,245~21,085円	ガ ス 溶 接 (学科1日・実技1日) 受講料 11,664円	フォークリフト運転 (最大荷重 1t 以上) (学科1日・実技3日) 受講料31,860円	小型移動式クレーン運転 (つり上げ荷重 5t 未満) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,405~22,165円	床上操作式クレーン運転 (つり上げ荷重 5t 以上) (学科2~1.5日・実技1日) 受講料25,405~22,165円
4月	①鳥:学科6(木)、7(金) 実技10(月)~14(金) ②米:学科24(月)、25(火) 実技26(水)~5/2(火)		①倉:学科5(水) 実技10(月)~20(木) ②米:学科19(水) 実技25(火)~5/17(水)		
5月	③倉:学科8(月)、9(火) 実技10(水)~16(火) ④米:学科18(木)、19(金) 実技23(火)~29(月)		③米:学科22(月) 実技23(火)~6/10(土)	①鳥:学科30(火)、31(水) 実技6/1(木)~12(月)	
6月			④鳥:学科13(火) 実技14(水)~7/1(土)	②米:学科14(水)、15(木) 実技19(月)~30(金)	
7月	⑤倉:学科6(木)、7(金) 実技10(月)~12(水)	①米:学科24(月) 実技8/2(水)~8/7(月) (学生含む)	⑥米:学科5(水) 実技6(木)~24(月)		米:学科31(月)、8/1(火) 実技8/2(水)~12(土)
8月	⑥鳥:学科31(木)、9/1(金) 実技9/4(月)~8(金)	②鳥:学科17(木) 実技18(金)~23(水) (学生含む)			
9月		③倉:学科21(木) 実技25(月)~27(水) (学生含む)		③倉:学科11(月)、12(火) 実技14(木)~28(木)	
10月	⑦米:学科4(水)、5(木) 実技6(金)~14(土) ⑧倉:学科30(月)、31(火) 実技11/1(水)~8(水)		⑥鳥:学科2(月) 実技3(火)~25(水) ⑦倉:学科26(木) 実技31(火)~11/13(月)		
11月			⑧米:学科27(月) 実技28(火)~12/16(土)	④米:学科9(木)、10(金) 実技16(木)~25(土)	
12月					
H30	⑨米:学科1/18(木)、19(金) 実技1/23(火)~25(木)		⑨米:学科2/1(木) 実技2/2(金)~9(金)		

作業主任者技能講習(受講料は消費税、テキスト代を含みます。)

区分	酸素欠乏・硫化水素危険 (学科2日・実技1日) 受講料16,200円	有機溶剤 (学科2日) 受講料12,744円	特定化学物質・四列鉛鉛等 (学科2日) 受講料12,744円	石 綿 (学科2日) 受講料12,636円	乾燥設備 (学科2日) 受講料12,312円	プレス機械 (学科2日) 受講料12,312円
月	①倉:学科4/17(月)、18(火) 実技20(木)~22(土)	①鳥:学科7/18(火)、19(水)	倉:学科8/28(月)、29(火)	倉:学科1/9(火)、10(水)	倉:学科8/24(木)、25(金)	倉:学科1/9(火)、10(水)
日	②倉:学科10/16(月)、17(火) 実技18(水)~20(金)	②米:学科11/13(月)、14(火)				

※実施日の鳥、倉、米はそれぞれ鳥取市内、倉吉市内、米子市内で実施することを示します。

※日程、会場等変更する場合がありますので、当協会ホームページ(<http://www.totori-rouki.or.jp/>)等で確認してください。

## 免許試験準備講習・実技教習

## 鳥取地区免許試験

第1種・第2種衛生管理者 受講料20,520円~15,336円
倉:学科8/9(水)、10(木)
クレーン運転実技教習 受講料77,760円
米:ポリテクセンター米子(随時実施)

(第1種・第2種衛生管理者, クレーン・デリック運転士(クレーン限定))

日 時:平成29年10月21日(土)

場 所:倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)

受 付:持参(当協会、中部支部、西部支部)

9月4日(月)~6日(水)

郵送

8月21日(月)~9月1日(金)

## 平成28年度 「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」

厚生労働省では、優れた技能と経験を持ち、担当する現場や部署で作業の安全を確保して優良な成績を挙げた職長143名を「平成28年度の安全優良職長」として顕彰することを決定し、平成29年1月10日(火)に厚生労働省内において、「顕彰式典」を開催しました。式典では、堀内厚生労働大臣政務官から優良職長に厚生労働大臣顕彰状が授与されました。

なお、鳥取県内からは、次の2名が顕彰されました。

- 赤坂 智 (榊井木組(東伯郡琴浦町赤碕))
- 蔵増 一夫 (寿製菓(榊浦津工場(米子市浦津)))

## 東部支部だより

### 長時間労働の削減に向けて — 送検事例も参考に —

厚生労働省の発表によると、平成28年4月から9月に全国の労働基準監督署が長時間労働の疑われる事業所に対して実施した監督指導の結果、約44%に当たる4416事業所で労使協定を超えた違法な時間外労働があり、是正勧告(行政指導)を行なったとありました。そのうち、約34%に当たる3450事業所で過労死のリスクが高まると位置づけられている「過労死ライン」(月80時間の残業)を超える時間外労働が確認されたそうです。また、大企業における違法な時間外労働に係る書類送検等の報道も連日のようにテレビの画面や新聞紙上を賑わせたことはご承知のとおりです。

鳥取労働局管下の労働基準監督署においても、違法な時間外労働を行わせた疑いなどにより、検察庁に書類送検を行なったとして、以下の新聞報道がありました。(平成28年9月から11月までの間)

- A社及び同社代表取締役は、外国人技能実習生に1ヶ月最大で130時間以上の時間外・休日労働を行なわせ、また、法定の時間外・休日労働に対する割増賃金を所定支払日に支払わなかったもの。
- B社及び同社取締役工場長は、外国人技能実習生に対して、法定の割増率を下回る時間外手当を支払っていたことを隠すため、臨検した労働基準監督官に対し、虚偽の資料を提出し、虚偽の陳述を行なったもの。
- C社及び同社代表取締役は、時間外労働に関する協定で定める上限時間を越える時間外労働を行わせ、かつ、法定の割増率を下回る割増賃金を支払っていたことを隠蔽するため、労働基準監督官に対し、虚偽の賃金台帳を提出したものの。
- D社及び同社営業所長は、時間外労働に関する協定の限度時間を越えて、1ヶ月最大で190時間以上の時間外労働を行わせていたもの。

以上、新聞紙面を参考に紹介をさせていただいた送検事例は、換言すれば、皆様の隣りの身近な事業所における生々しい最近の事例であり、企業コンプライアンスの観点からもこのような事態だけは絶対に回避すべきことを肝に銘じていただきたいと思います。

長時間労働の削減について、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)、「日本再興戦略2016」(同日閣議決定)等において、その取り組みの強化が盛り込まれ、厚生労働省を挙げて、積極的に取り組まれていると聞いておりますが、職場において長時間の残業などの過重労働が行われると、仕事に対する意欲が低下するだけでなく心身の健康を害することにもつながりかねず、企業の人材確保に悪影響を及ぼすこととなってまいります。

過重労働対策は、企業にとって重要な経営課題といえます。

長時間労働を削減するためには、まずは労働時間を適正に把握することが前提となります。会員事業場の皆様には、今般、厚生労働省から示された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(同封の印刷物参照)に留意して労働時間の適正把握に万全を期していただくとともに、

- ①時間外・休日労働時間の削減
  - ②年次有給休暇の取得促進
  - ③労働者の健康管理に係る措置の徹底
- により、「働き方改革」を推進しましょう。

## 当面の教育・研修日程

### — 鳥取県労働基準協会東部支部 —

東部支部では、新年度の前半に次の各種教育や研修等の開催を予定しております。次回は次年度の開催になってしまうものがほとんどですので、必要に応じ見逃すことのないよう計画的に受講計画を立ててください。

- 新入社員安全衛生教育  
(労働安全衛生法第59条第1項に対応)  
と き 5月24日(水)  
と ころ 労働基準協会会館  
対 象 新入社員(概ね5年以内の入社で教育が未実施又は不十分とみなされる者)
- 職長・安全衛生責任者教育  
(労働安全衛生法第60条第1項並びに第16条第1項に対応)  
と き 6月6日(火)・7日(水)の2日間  
と ころ 労働基準協会会館  
対 象 新たに職長又は安全衛生責任者になろうとする者、その他作業中の労働者を直接指揮指導又は監督する者(作業主任者を除く。)
- 安全管理者等安全管理担当者研修  
(労働安全衛生法第19条の2に対応)  
と き 6月15日(木)

(次頁につづく)

## (前頁のにつぎ)

- ところ 労働基準協会会館  
 対象 安全管理者等事業場で安全管理に従事する者  
 その他 全国安全週間実施説明会を兼ねて開催

## ○ 特定粉じん作業特別教育

(労働安全衛生法第59条第3項に対応)

- とき 7月12日(水)  
 ところ 労働基準協会会館  
 対象 特定粉じんの発散する作業に従事する者

## ○ 安全衛生推進者(衛生推進者)養成講習

(労働安全衛生法第12条の2、労働安全衛生規則第12条の3に対応)

- とき 7月26日(水)・27日(木)の2日間  
 ところ 労働基準協会会館  
 対象 新たに安全衛生推進者又は衛生推進者に選任しようとする者

## ○ 自由研削といし業務特別教育

(労働安全衛生法第59条第3項に対応)

- とき 8月22日(火)・23日(水)  
 ところ 労働基準協会会館  
 対象 自由研削といしの取替え・試運転の業務に従事する者

## ○ 衛生管理者等衛生管理担当者研修

(労働安全衛生法第19条の2に対応)

- とき 9月8日(金)  
 ところ 労働基準協会会館  
 対象 衛生管理者等事業場で労働衛生管理に従事する者

その他 全国労働衛生週間実施説明会を兼ねて開催

## ○ 安全管理者選任時研修

(労働安全衛生法第11条、労働安全衛生規則第5条に対応)

- とき 9月21日(木)・22日(金)の2日間  
 ところ 労働基準協会会館  
 対象 新たに安全管理者に選任しようとする者

※ 詳しくは鳥取県労働基準協会のホームページにその都度掲載しますのでアクセスしてご覧いただくか、直接、

電話0857-52-5060

の東部支部事務局まで、ご照会ください。

## 平成29年度定期会員会議開催のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部の平成29年度定期会員会議を次のとおり開催します。会員事業場の皆様には多数ご出席をお願いします。(別途、送付の開催案内により出欠の回答をお願いします。)

- 日時 平成29年4月26日(水) 15時～
- 場所 対翠閣(鳥取市富安1丁目84番地)
- その他

会議終了後、意見交換会開催(参加費は無料)

## 西部支部だより

## 平成28年度労務管理研修会を開催

西部支部では、平成29年2月9日(木)13時20分から米子食品会館において、約60名の参加を得て『労務管理研修会』を開催しました。

研修会では、米子労働基準監督署の菅原秀行労働基準監督官から、『労働相談から見る労務管理のポイント』、鳥取労働局長田光彦主任雇用環境改善・均等推進指導官から、『改正育児・介護休業法の実務における留意点』について説明がありました。続いて、中野聡特定社会保険労務士から『有期労働契約のルールと無期転換への対応について』と題する講演がありました。

## 「定期会員会議」開催のお知らせ

当協会西部支部では、平成29年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

- ・日時 4月21日(金) 午後3時30分から
- ・場所 米子市久米町 米子全日空ホテル

## 平成29年の『安全祈願祭』

西部支部では、平成29年1月25日(水)11時から米子地区建設業労働災害防止協議会(米子地区建災防)と合同で勝田神社において『安全祈願祭』を行いました。

当日は、西部支部から永東康文支部長、松谷哲也支部長、河津陽文支部長をはじめ幹事、産業安全・労働衛生・労務管理部会の各部会長並びに支部役職員21名と米子地区建災防から齋木之雄会長をはじめ役員6名が出席し、今年一年の安全を祈願しました。

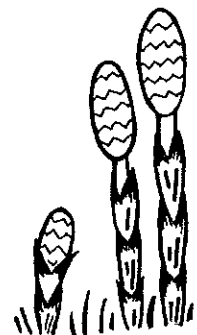
西部支部会員事業場並びに米子地区建災防会員事業場の皆様方の無事故・無災害、無病息災と事業のご繁栄をお祈り申し上げます。

## 『平成28年度第3回幹事会』を開催

西部支部では、平成29年1月25日(水)16時から米子全日空ホテル(米子市久米町)において、米子労働基準監督署の長谷川匡男安全衛生課長を迎えて、『平成28年度第3回幹事会』を開催しました。

幹事会の冒頭、永東康文支部長の年頭の挨拶に続いて、議事に入り、事務局から平成28年度の事業実施状況と事業予算執行状況について報告し、承認をいただきました。

その後、長谷川安全衛生課長から平成28年の労働災害発生状況について説明があり幹事会を終了しました。



# 中部支部だより

## パワハラに関する相談が増えています

平成24年厚生労働省にて、「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が開かれ、そこである企業役員の方のメッセージが紹介されました。

「すべての社員は、その家族にとって、  
自慢の娘や息子であったり、  
尊敬されるお父さんやお母さんであったりする。  
そんな人たちを、職場のパワーハラスメントで  
苦しめたりすることがあってはいけない。」

というものです。

いいメッセージだと思いませんか？

今回は、倉吉労働基準監督署にも頻繁に寄せられているパワハラ（いじめ・嫌がらせ）についてです。

パワハラとはパワーハラスメントの略であり、前記の円卓会議では「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職域内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。」と定義されています。

事業主と労働者個人との民事上（労働基準法違反等が関係しないもの）のトラブルを「個別労働紛争」と呼んでいますが、平成28年4月から12月の間に倉吉労働基準監督署に寄せられた個別労働紛争についての労働相談件数を見ますと、パワハラ（いじめ・嫌がらせ）に関するものが1位となっています。

具体的な相談内容を見ますと、

- ・事業主や上司からの暴力・暴言
- ・私的なことをしつこく聞かれる
- ・仕事が終わる間際に他の仕事を押しつけられる
- ・職場のみんなから無視される

等が実際に寄せられています。

これらの相談が寄せられた場合であっても、現在のところパワハラ（いじめ・嫌がらせ）を直接禁止する法律はありません、

しかしながら、労働安全衛生法第3条の「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。（以下略。）」という規定や労働契約法第5条の「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」といった規定等から、パワハラ（いじめ・嫌がらせ）に該当するような事実があった場合、企業も法的責任を問われることがあります。

厚生労働省の実態調査では、回答企業の8割以上がパワハラ（いじめ・嫌がらせ）の予防・解決を経営上の課題として重要だと感じている一方、実際に取り組みをしている企業は45.4%にとどまっています。

まずは研修会等の開催により、パワハラへの理解を深

めることも1つの取り組みです。そこから相談窓口の設置等制度の整備、職場環境の改善などへ徐々に取り組みを拡げてみてはいかがでしょうか。

パワハラ問題への取り組みについては、職場の人間関係やコミュニケーションを円滑にするだけでなく、きっと職場の活性化にもつながり、仕事に対する意欲や生産性の向上にもつながるものと思われます。

お互いの人格を尊重し合い、快適な職場環境の実現を目指しましょう。

## 「定期会員会議」開催のご案内

中部支部では、平成29年度の定期会員会議を下記のとおり開催しますので、多くの会員の皆様のご出席をお願いします。

- 日 時 4月19日(水) 午後3時から  
○場 所 倉吉シティホテル(倉吉市山根543-7)

## 平成29年度 安全衛生教育等・講習会のご案内

中部支部では、次のとおり各種の安全衛生教育や研修会等を予定しております。

- ①安全衛生推進者養成講習 5月24日(水)・25日(木)
- ②巻上げ機運転業務特別教育 -学科- 6月5日(月)  
-実技- 6月6日(火)
- ③安全管理者等安全担当者研修会 6月21日(水)
- ④職長・安全衛生責任者教育 7月13日(木)・14日(金)
- ⑤ロープ高所作業特別教育 -学科- 7月24日(月)  
(実技については未定)
- ⑥アーク溶接等業務特別教育  
-学科- 8月23日(水)・24日(木)  
-実技- 8月24日(木)・25日(金)
- ⑦5トン未満クレーン運転業務特別教育  
-学科- 9月5日(火)  
-実技- 9月6日(水)
- ⑧衛生管理者等衛生担当者研修会 9月19日(火)
- ⑨自由研削と石取替え等業務特別教育 10月13日(金)
- ⑩KYT(危険予知訓練)研修 10月25日(水)
- ⑪安全管理者選任時研修 11月9日(木)・10日(金)
- ⑫特定粉じん作業特別教育 11月22日(水)
- ⑬労務管理担当者研修会 30年2月9日(金)
- ⑭電気(低電圧)取扱等業務特別教育 30年2月23日(金)  
(申込み・問合せ先)

倉吉市上灘町115-1 (有)川崎組3F  
(一般社団)鳥取県労働基準協会中部支部  
(Tel・Fax 兼用 0858-22-9054)

## 平成29年「安全祈願祭」

中部支部では、本年も「安全祈願祭」を平成29年1月12日(木)に賀茂神社において開催しました。

当日は井木支部長をはじめ副支部長・幹事並びに事務局職員13名が出席し、会員事業場の皆様方の無災害と事業の繁栄を祈願しました。